

第76号 平成26年7月17日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都千代田区紀尾井町3番27号

剛堂会館ビル3階

TEL&FAX (03)3263-2440

平成26年度通常総会を開催

衛生検査所業公正取引協議会の第30回通常総会が、去る5月27日、京都市のホテルグランヴィア京都において日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き、盛大に開催された。同総会では、平成25年度事業報告・決算報告、平成26年度事業計画案・予算案等が承認されたほか、公正競争規約を遵守し、衛生検査所業界に正常な商慣習を確立することを誓い合う、平成26年度衛生検査所業公正取引協議会決議が全会一致で採択された。

総会は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の高橋省三事務所長の来賓挨拶（2面に掲載）の後、議長に広田周一近畿地区協議会代表幹事（近畿予防医学研究所）が選出され、議事審議が行われた。審議概要は、次の通り。

<議事審議>

第1号議案 平成25年度事業報告及び決算報告に関する件

事務担当者が平成25年度事業報告及び決算報告について説明を行った後、藤巻隆弘監事から監査報告が行われ、提案の通り承認された。

第2号議案 平成26年度事業計画案及び予算案に関する件

事務担当者が平成26年度事業計画案及び予算案について説明。事業計画案では、従来の実業のほか、前年度事業の柱として取り組んできた「真空採血管の無償提供の禁止」活動を更に強化し継続して実施する事業、当協議会が今年10月に創立30周年の佳節を迎えるところから「公取協30年史」の発行、インターネット・ホームページの開設など新たな事業も提案された。

同議案については、提案の通り承認された。

第3号議案 平成26年度衛生検査所業公正取引協議会決議に関する件



盛大に開催された第30回通常総会

事務担当者が平成26年度衛生検査所業公正取引協議会決議文（3面に全文掲載）を読み上げ、同決議の採択について提案説明を行った。

同議案については、提案の通り承認された。

第4号議案 役員選任に関する件

事務担当者が理事・福田和太氏（株式会社ビー・エム・エル）の辞任に伴う後任理事として近藤健介氏（株ビー・エム・エル）の選任について提案説明し、提案の通り承認された。

なお、任期は平成27年5月の通常総会終結時まで。

全ての議案審議が終了し、新理事に選任された近藤氏が就任の挨拶を行った後、江川 洋副会長が閉会の挨拶を述べ、総会を閉幕した。

公正取引委員会 高橋事務所長が祝辞 第30回通常総会

衛生検査所業公正取引協議会は、本年10月、創立30周年の佳節を迎える。節目となる第30回通常総会が古都・京都に337名が集い、開催された。同総会には、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の高橋省三事務所長及び同所取引課の古野 豊取引第一係長が来賓として出席し、高橋所長が祝辞を述べ、衛生検査所業界に期待を寄せた。

来賓挨拶に立った高橋事務所長は、冒頭、「安心できる国民生活に欠くことのできない良質で、的確な医療を提供するうえで、衛生検査所業界の皆様が極めて重要な役割を果たされていることに改めて敬意を表し、感謝申し上げます」と述べた



挨拶する高橋省三事務所長

後、「衛生検査所業公正取引協議会で運用されている公正競争規約は、昭和59年に公正取引委員会が認定した自主規制ルールであり、業界全体として違反行為を行わないようにする非常に有益な制度です。引き続き、公正競争規約の遵守による取引の適正化に努められるようお願いしたい」と要請した。

続いて、「不当な表示、過大な景品を規制する景品表示法については、その制定以来、公正取引委員会が所管してきたが、平成21年9月に同法は消費者庁に移管をされている。しかし、この法律が消費者庁に移管された後においても、公正取引委員会の地方事務所では消費者庁からの委任を受けて景品表示法違反事件の調査を行っている」との両組織の関係について触れるとともに、空気清浄器の不当表示や関西地区のホテル等のメニュー表示に関する景品表示法違反事件とその対応について紹介した。そして、「景品表示法については、事業者の皆様はその内容を十分に理解いただいて、違反が起きないようにすることが何よりも重要である」と訴えた後、「衛生検査所業界の更なる発展と我国の医療に対する貢献を」と期待を寄せ、挨拶とした。

平成26年度事業計画

第30回通常総会において平成26年度事業計画案が、提案の通り承認された。今年は、診療報酬の改定に消費税の8%への引き上げが重なり、対応によっては衛生検査所業界は、厳しい環境下に置かれることが予想される。どのような経営環境にあっても医療分野に携わる衛生検査所はコンプライアンスを含めた社会的責任を果たさなければならない。創立30周年を迎える本年は、公正競争規約が衛生検査所業界の正常な商慣習として定着するよう事業計画を基に諸活動を展開する。事業計画の骨子は次の通り。

1 研修会の実施等、規約違反の未然防止への積極的取組

- (1) 会員向け研修会・説明会の実施
- (2) 個別事前相談への対応

2 規約違反事案に対する調査・措置等

- (1) 真空採血管の無償提供禁止の取組みに関する（会員各社の）基本方針に対するフォロー調査の実施
- (2) 真空採血管の無償提供禁止の取組み方針（計画）が未達の会員に対する改善指導
- (3) 違反情報の迅速な処理

3 協議会創立30周年記念事業の実施

- (1) 創立30周年記念誌の発行
- (2) 周年記念誌制作委員会の設置

4 会員向けの広報活動

- (1) 公正競争規約の周知
- (2) 公取協ニュースの発行
- (3) FAQ（Q&A集）の作成
- (4) 関係官庁からの関係情報提供

5 対外的な広報活動等

- (1) 医療機関向けの規約周知文書の作成
- (2) 医療関係機関誌の活用
- (3) 公取協ガイド（協議会案内）の作成
- (4) インターネット・ホームページの開設

6 関係省庁及び他団体との連携

7 独占禁止法を遵守した公正な競争の推進

8 組織の拡大・強化

平成26年度衛生検査所業公正取引協議会決議を採択

「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」は昭和59年9月5日、公正取引委員会の認定を受けて、制定された。また、この規約を運営する衛生検査所業公正取引協議会が同年10月11日に設立された。早いもので協議会として、30年間に亘り規約遵守に取り組んできたことになる。30年を一つの節目とし、全

会員が改めて公正競争規約を遵守する決意を固め、その決意を共有することを目的に第30回通常総会において協議会決議を採択した。同決議をもって、全ての会員が公正競争規約の目的を再確認し、その意義を真に理解して遵守活動に積極的に取り組んでまいりたい。

平成26年度衛生検査所業公正取引協議会決議

衛生検査所業公正取引協議会は、第30回通常総会に当たり、会員の総意の下に、次のとおり決議する。

- 1 公正競争規約の目的は、衛生検査所業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することにある。一般消費者である医療サービスの利用者（患者）は、自ら衛生検査所を選択することはできず、もっぱら医療機関・医師に委ねるほかはない。故に衛生検査所による過大な景品提供が、医療機関・医師の適正な選択を妨げることになってはならない。当協議会会員は、この目的を達成し正常な商慣習を確立することを誓う。
- 2 衛生検査所業公正取引協議会は、公正競争規約を適切に運営するために設置された機関である。当協議会の会員である全ての衛生検査所は、公正競争規約の目的を理解し、職員及び医療機関関係者等へ同規約の周知徹底を図らなければならない。当協議会会員は、公正競争規約に参加する事業者としての使命と誇りを持って同規約を遵守することを決意する。
- 3 衛生検査所の業務である検体検査は、医師が的確な診断・治療・経過観察等を行う上で不可欠な分野であり、そのデータは人の生命に深く関係している。社会的責任を伴う衛生検査所の業務の完遂には、高い検査精度の保持・向上等に資する衛生検査所の健全な運営が基盤になければならない。その基盤をより強固なものとするためには、公正競争規約の意義を再確認する必要がある。当協議会会員は、お互いに「私も守るから、あなたも守る」との認識の下に協調した公正競争規約の遵守活動に邁進する。

真空採血管無償提供の禁止に関する調査結果 真空採血管の有償化など進む

消費者庁からの要請文（平成25年4月18日付け）を受け、当協議会では真空採血管の無償提供の禁止を強力に推進することを目的に、平成25年9月から本年3月までの7か月間、全会員を対象に真空採血管の有償化等の進捗状況を把握する実態調査を実施した。地区別の調査結果は、下表の通りである。調査結果では、今年3月末の時点においても、未だ3万6千弱の医療機関に対し、真空採血管が無償提供されていた。反面、この半年間で全医療機関の

11.8%に当たる12,508の医療機関で真空採血管の無償提供が取り止められ、公正競争規約の遵守が大きく進んだ。また、3月末現在、無償提供を行っている医療機関の内、33%に当たる11,853の医療機関は会員2社以上が取引している競合先であり、実際に無償提供がされている医療機関数は、報告された件数よりかなり少ないものと考えられる。第一段階の調査を終え、運営委員会では公正競争規約の完全遵守に向け、更なる取組み強化を図ることにしている。

真空採血管の無償提供の取り止めに関する調査結果 *医療機関数（病院+診療所）

地区	無償提供している医療機関数(A) H25年9月	無償提供している医療機関数(B) H26年3月	無償提供取り止めた医療機関数 (A)-(B)
北海道	2,192	1,898	294
東北	3,888	3,606	282
関東甲信越	16,507	12,299	4,208
北陸	1,836	1,289	547
中部	3,354	2,458	896
近畿	8,607	5,213	3,394
中国	1,580	1,316	264
四国	2,019	817	1,202
九州	8,453	7,032	1,421
全国(合計)	48,436	35,928	12,508

公正競争規約遵守推進のための今後の取り組み

本年3月末まで行ってきた真空採血管の無償提供禁止の遵守状況調査に代えて、5月に112会社全社に対して、真空採血管の無償提供削減のため今後の目標とその実現のための取組方針についての調査を実施した。調査の結果は次のとおりである（回答111社99%）。

なお、無償提供を行っている会員に対しては、今後、取組状況についてのフォローアップ調査を行うこととしている。

無償提供削減目標（無償提供している医療機関の数）

削減目標月	5月末	6月末	7月末
削減残数	26,624	19,299	12,995

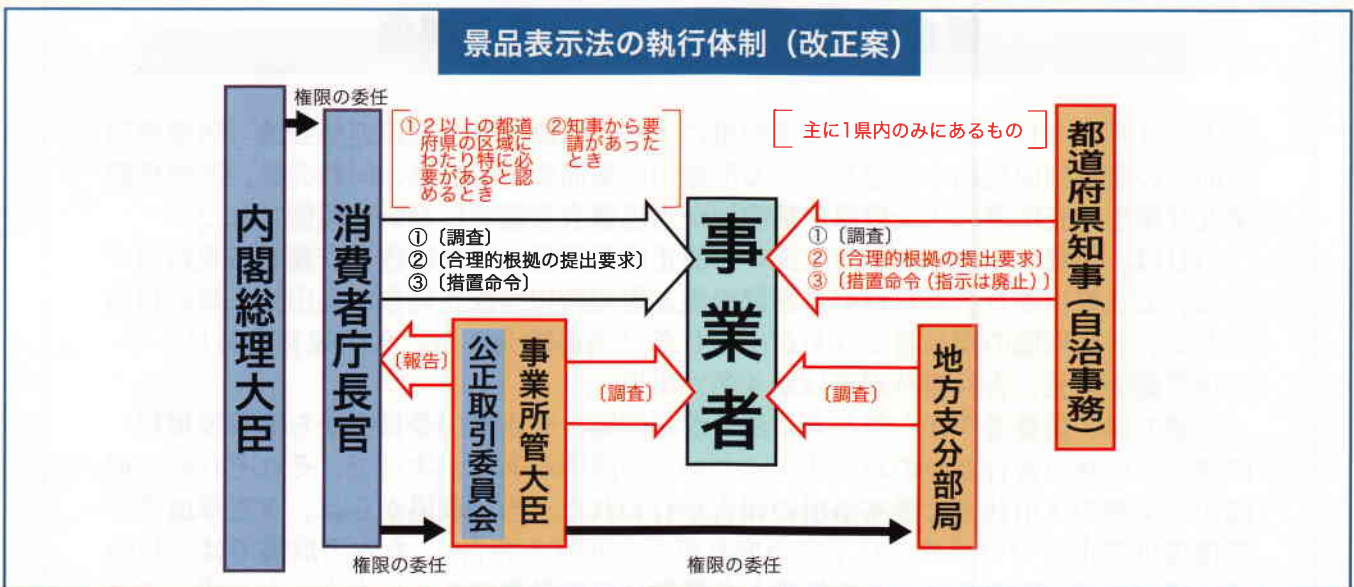
（注）43社は血液検査の営業種目がないか、無償提供を完全に取りやめており、現在、無償提供を行っている企業は68社である。

なお、目標達成のための手段・方法についての各社の回答（複数回答）は、・営業担当者全員に無償提供禁止の周知文書を配布する（51社）・営業所長会議において周知徹底する（43社）・毎月改善状況を担当役員に報告させる（32社）・競合先医療機関に対しては、競合先と再確認して同時に実施する（37社）であった。

景品表示法の改正（速報）

6月6日、景品表示法の改正法が成立。主な改正点は、①都道府県知事への「措置命令」権の付与（改正前は、都道府県知事は「指示」により改善要請していた。）、②事業者のコンプライアンス体制の確立義務など。今回の法改正は、昨年暮れ、百貨店やホテルレストラン等において、メニュー表示と異なった食材を使用して料理を提供していた多数の事案が発覚したことに端を発したもの。改正法の概略図は次のとおり。

I 事業者のコンプライアンス体制の確立	II 情報提供・連携の確保	III 監視指導態勢の強化
<p>○事業者が講ずべき表示等の管理上の措置（第7条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示等の適正な管理のため必要な体制の整備その他の必要な措置等を講じなければならない 事業者が講ずべき措置に関して必要な指針を定めるものとする (事前に事業所管大臣と協議し、消費者委員会の意見を聴取) ⇒ 予見可能性を確保し、事業者内部による管理体制整備を推進 ⇒ 事業者の創意工夫は確保し、管理体制の内容や水準は、事業者の規模・業種に配慮 <p>○指導及び助言（第8条関係）・勧告及び公表（第8条の2関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣が指導・助言、勧告（勧告に従わないときは公表） ⇒ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置 	<p>○適格消費者団体への情報提供等（第10条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活協力団体・消費生活協力員から不当表示等の情報を提供 ⇒ 民間による問題事案への対処を支援 <p>○関係者（国、地方公共団体、国民生活センター等）相互の密接な連携の確保（第15条関係）</p>	<p>○権限の委任等一国の執行体制の強化（第12条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁長官の権限の一部を事業所管大臣等に委任 ⇒ [調査権限] 当該事業の実情を踏まえたより迅速かつ確かな執行を推進 <p>○権限の委任等一都道府県の執行体制の強化（第12条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与 ⇒ [措置命令権限] [合理的根拠提出要求権限] ⇒ 国と地方との密接な連携を確保し、問題事案に的確に対処



IV 課徴金制度の検討等

- 課徴金制度導入に関する政府の措置（改正法第4条関係）
 - ・課徴金に係る制度の整備について検討（改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じる）
- 施行期日は公布日から**6月以内**を予定

平成25年度における独占禁止法違反事件の処理状況等

○独占禁止法違反事件処理状況【平成26年5月28日公正取引委員会発表より作成】

事件の内容	法的措置	警告	注意	合計
私的独占	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
カルテル・入札談合	17 (20)	1 (2)	5 (5)	23 (27)
不公平な取引方法	1 (0)	0 (4)	104 (197)	105 (201)
その他	0 (0)	0 (0)	5 (6)	5 (6)
合計	18 (20)	1 (6)	114 (208)	133 (234)

(注)「不公正な取引方法」の注意事項のうち主要な行為類型は、優越地位の濫用、不当廉売、再販売価格の拘束である。()内は平成24年度。

○消費税の転嫁拒否についての参考事例

- ・地方公共団体が設置する病院が本年4月の消費税率引上げ等に対応するため、注射針、ガーゼなどの診療材料等の納入業者に対して一律に納入商品の価格を3%以上引き下げる旨を要請し、これを一部受け入れさせていた。
- ・この行為は、消費税転嫁対策特別措置法3条1項後段(買ったたき)の規定に違反するものであることから、公正取引委員会は、これらの病院を設置する地方公共団体に対し、引き下げた納入商品の価格を引き下げ前の価格まで引き上げるとともに、引き下げ時に遡って当該価格を適用するよう指導した。
- ・また、これに合わせて、(公社)全国自治体病院協議会に対して、会員が同特別措置法を遵守するよう十分に周知徹底することを要請した。

医療関係公取協連絡会議の開催

去る3月18日、当協議会の当番幹事により、医療関係公取協連絡会議(医療機関等向けの景品制限規約を設定している医療用医薬品製造販売業、同卸売業、医療機器業及び衛生検査所業の4公取協で構成)が当協議会会議室において開催された。

当日は、消費者庁から表示対策課の杉浦正昭規約担当課長補佐、安藤香織規約第一係長、公正取引委員会から取引企画課の塩友樹規約担当課長補佐、丸山知久規約担当官及び、各公取協の担当者25名が出席した(当協議会から、久川運営委員長、平崎運営副委員長、吉村専務理事ほか4名が出席)。

会議では、消費者庁から景品表示法の改正問題、公正取引委員会から消費税増税に関連する転嫁阻害行為への対応状況についての説明があり、次いで、それぞれの公取協から業務の運用状況と懸案事項の報告が行われた(当公取協からは、真空採血管の無償提供禁止についてのこれまでの取り組みと現状を報告)。ある公取協では、規約違反について、問題ありとして処理した件数は毎年数件であるにもかかわらず、これに対し違反の疑いがあるとして寄せられた情報は60件前後とかなり多いという状況があった。これは他社の行う行為について、規約上少しでも疑義があれば、公取協の場において皆で議論するという考えの表れではないかと思われる。当公取協も早くこのような状況になることを期待している。

厚生労働省 「医療機器の分割販売について」の通知を发出

厚生労働省は、平成26年4月11日付け薬食監麻発0411第3号の医薬食品局監視指導・麻薬対策課長名文書により、都道府県等に対して「医療機器の分割販売について」の通知を行った。同通知は、今まで厚生労働省の見解にとどまっていた在宅医療における分割販売の取扱いについてのものであるが、衛生検査所における分割販売に対しても同様な取扱いとなるので、当協議会が平成25年10月8日に会員宛てに通知した「医療機器の分割販売に関するお知らせ」を再度、確認し、遺漏なきようお願いしたい。

Q & A

Q1. 器具類を有償化した場合、医療機関が独自に問屋から器具類を購入するとサイズの合わないものが出てきて検査に余計な手間がかかるようになるのではないのでしょうか。

A. 医療機関が引き続き自社から器具類を購入するような器具類の価格設定をすれば良いと思います。さらに、

Q. 仕入価格以下で販売するのは不当廉売になるのではないのでしょうか。

A. 仕入価格以下での販売は不当廉売になるおそれがありますので、仕入価格以上の価格で販売するようにしてください。

Q. 妥当な価格水準を公正取引協議会が提示することはできないのでしょうか。

A. 公正取引協議会、協会等の団体又は複数の事業者間で販売価格の基準を決めることは、独占禁止法で禁止されているカルテルに当たりますので行うことはできません。価格をいくりにするかは、個々の事業者が仕入価格、経費等を勘案して独自に決めてください。

Q2. ユーザーから、今回の改正は「業界が勝手に自分達の都合の良いことを決めたのではないか」といわれた場合、どのように対処すればよいのでしょうか。

A. 当業界では従来から公正な取引ルールとして公正競争規約を設定し、不当な利益供与による検査受託を原則禁止とし、一部例外的に、自己の衛生検査の利用に際して必要な容器類等については提供が制限されないとしてきました。

しかし、最近、検査が高度化・複雑化してきたことに伴い、検査に使用する器具等が多様化し、無償提供が認められる容器に該当するかどうか疑義のあるものが出てきたので、分かりやすく整理しました。無償提供が認められる容器は、検体を検査センターまで保管・輸送するための容器とし、その他の用途に使用される器具類は含まないということを明確にし、施行規則の別表を改正しました。このようにすれば、今後新しい容器類が出てきても無償提供できるものかどうか分かりやすくなります。

なお、施行規則の別表改正については、当然のことながら所管官庁の承認の手続きを踏んでおります。

公取協ガイド 発行

真空採血管の無償提供禁止等の公正競争規約遵守活動を進める中で、会員及び医療機関から公正競争規約及び衛生検査所業公正取引協議会の活動についての問い合わせが多くあり、これらの質問に対する分かり易いパンフレットの作成が求められていた。

この要望に応えるため、このたび、公取協ガイドとして「公正取引協議会のご案内」パンフレットを作成、発行した。



ーパンフレットー
「公正取引協議会のご案内」

同ガイドでは、はじめに、まだまだ認知されていない①衛生検査所業公正取引協議会とは何かについて紹介するとともに、公正取引協議会の②主な7事業③組織と運営④消費者庁及び公正取引委員会との関係⑤景品表示法との関係⑥公正競争規約制定までの流れ⑦提供できない景品類・提供できる景品類について、そして、会員（会社単位）及び役員の一覧を掲載している。会員職員はもとより、医療機関等への規約概要や協議会の活動内容の説明、そして、理解促進に活用願

いたい。

「公正取引協議会のご案内」パンフレットについては、既に全会員施設に各5部送付しているが、更にパンフレットが必要な場合は、担当者（吉武、山田）まで連絡（03-3263-2440）を。

編集後記

当協議会は、昭和59年10月11日に設立され、今日に至っている。創立30周年の今年は、一つの節目ではあるが、それ以上に衛生検査所業界に公正競争規約が根付き、適切にして適正な商習慣を確立する元年と捉えている。京都で開催された第30回通常総会で、会員の総意の下、決議を採択し規約遵守を誓い合ったこともその一つである。協議会としては、今年度は従来の事業のほか、医療機関向けの公取協ガイド（案内）やQ&A集の作成、インターネット・ホームページの開設等、新たな取り組みを行い、規約に対する更なる理解と協力の推進を図ることとしている。衛生検査所の健全経営の維持を目指して会員各社においても、今年度は規約の遵守に最大限の取組みをお願いしたい。

お知らせ

◇赤澤前副会長 藍綬褒章を受章

当協議会の副会長、近畿地区協議会代表幹事として、また、日本衛生検査所協会の副会長として、組織基盤の充実等に尽力された赤澤寛治氏（ファルコSDホールディングス会長）が、5月12日、藍綬褒章を受章された。同氏は、東日本大震災における復興支援の指導、医療安全の推進、環境問題や個人情報保護など社会的取り組みを推進し、医療・社会福祉の分野で公衆の利益に寄与し、その貢献が認められ今回の受章となった。



藍綬褒章を受章した赤澤寛治氏

◇公取協30年史 編纂進む

衛生検査所業公正取引協議会創立30周年を記念する30年史の編纂が順調に進んでいる。

当協議会としては、初めての周年史の編纂であり、30年間の事業活動、規約等の変遷などの歴史を詳しく掲載するものとなっている。同周年史は、7月及び9月に開催される周年記念誌制作委員会（運営委員会）に諮り、9月末までには上梓する予定となっている。

◆訃報

高山正法氏（日本医学臨床検査研究所元社長）が、5月24日、逝去されました。享年76歳。同氏は、当協議会の設立当初から役員を務められ、副会長等の役職も歴任され、当協議会に止まらず衛生検査所業界の発展に多大な貢献をされました。その功績を称え、心からご冥福をお祈りいたします。 合掌